

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第 8 9 1 回）
中国電力株式会社に関する指摘内容

令和 2 年 8 月 2 8 日
原子力規制庁
新基準適合性審査チーム

【第 9 条 内部溢水】

- 特になし

【第 1 2 条 安全施設】

- 特になし

【第 6 条 地滑り・土石流】

- 特になし

【第 6 条 竜巻】

- 1 号炉建物を障害物として考慮せず、既設のガードレール等を障害物として設定することについて、1 号炉建物があるにも関わらずガードレール等を障害物とするのは不合理であり、これにより不要な保守管理を行うことになる現場作業員の思いがコンプライアンス意識の低下につながる恐れがあることから、ガードレール等を障害物とすることについて見直しを検討すること。
- ガードレール等を障害物として設定する場合、ガードレール等を障害物とすることのメリットも併せて説明すること。

以上